

北海道告示第10572号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年11月6日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2700号	炭酸カルシウム肥料	50.0粒状炭酸カルシウム肥料	アルカリ分 50.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	訓子府石灰工業株式会社	常呂郡訓子府町大町86番地	令和7.12.10